

5-3 認定長期優良住宅建築証明業務手数料

1/1

<新規：（一戸建て）>

単位：円/税込

種類・床面積・階数など		検査回数	料金
一般の住宅	200㎡未満で2階建て以下	4回	105,600
	200㎡以上又は3階建て	4回	118,800
構造等が製造者認証の住宅	200㎡未満で2階建て以下	2回	74,800
		3回	90,200
		4回	105,600
	200㎡以上又は3階建て	2回	83,600
		3回	102,300
		4回	118,800

<新規：共同住宅等>

単位：円/税込

種類・床面積など	料金	
	基準額×N + 住戸単価×評価住戸数M	
一般の住宅	～500㎡以内	52,800 × N + 19,800 × M
	500㎡超～1,000㎡以下	66,000 × N + 19,800 × M
	1,000㎡超～2,000㎡以下	72,600 × N + 18,700 × M
	2,000㎡超～3,000㎡以下	79,200 × N + 17,600 × M
	3,000㎡超～5,000㎡以下	92,400 × N + 16,500 × M
	5,000㎡超～7,000㎡以下	118,800 × N + 16,500 × M
	7,000㎡超～10,000㎡以下	145,200 × N + 16,500 × M
	10,000㎡超～	別途見積もりによる
構造等が製造者認証の住宅	200㎡以下	79,200+7,920×M
	200㎡を超え1,000㎡以下	95,700+7,920×M

- ・証明住戸数をM、検査回数をNとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の本数は建物形状によります。

<その他：（共通）>

単位：円/税込

手続きの種類	料金	
追加検査・再検査 (1回の追加につき)	一戸建て（200㎡未満で2階建て以下）	26,400
	一戸建て（200㎡以上又は3階建て）	33,000
	共同住宅等	共同住宅等料金表の基準額
完成後変更申請	別途見積もりによる	
証明書の再交付	6,600	
取り下げ届 (既に受理・契約した依頼料金は返金できません)	0	

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

- (注) 上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。
- UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。
- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
 - ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。